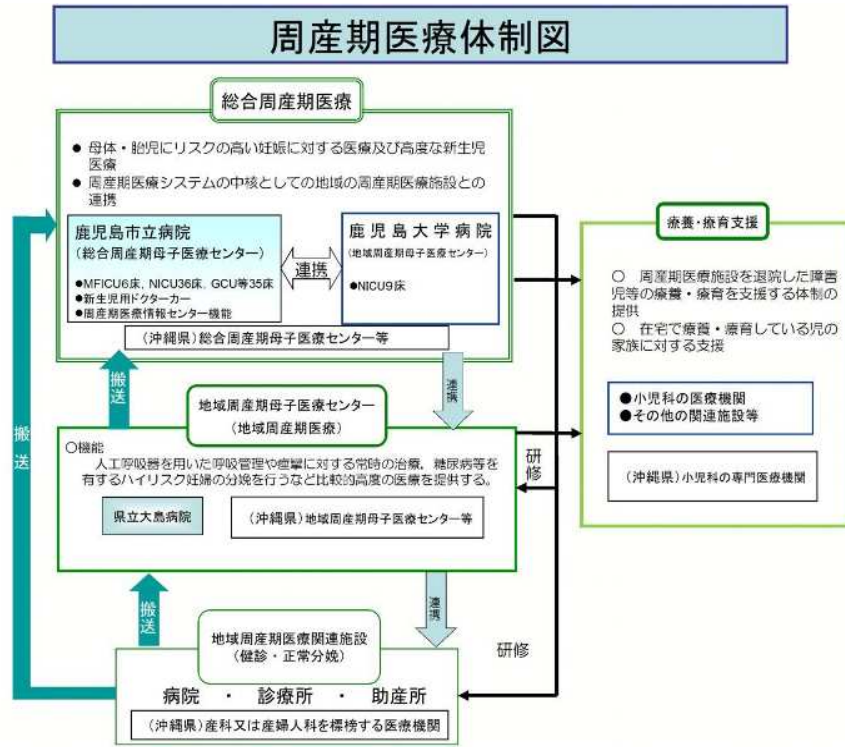


【図表資-5-259】奄美保健医療圏 周産期医療の医療連携体制図



[大島支庁作成]

【図表資-5-260】奄美保健医療圏 周産期医療の医療連携体制表

	健診・正常分娩	地域周産期医療	総合周産期医療	療養・療育支援
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・正常分娩(日常生活・保健指導、新生児の医療相談を含む。) ・分娩前後の健診 	<ul style="list-style-type: none"> 周産期に係る比較的高度な医療 	<ul style="list-style-type: none"> 母体・児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療 	<ul style="list-style-type: none"> 退院した障害児等が生活の場で療養・療育できるための支援
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・正常分娩の対応 ・妊婦健診を含めた分娩前後の診察 ・他医療機関との連携によるリスクの低い帝王切開術の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期に係る比較的高度な医療行為の実施 ・24時間体制での周産期救急医療(緊急手術を含む。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・母体・児にリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療の実施 ・周産期医療体制の中核としての地域周産期医療関連施設との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期医療関連施設を退院した障害児等が生活の場(施設を含む。) ・在宅で療養・療育している児の家族に対する支援
求める	<ul style="list-style-type: none"> ・産科に必要とされる検査、診断、治療の実施 ・正常分娩の安全な実施 ・他の医療機関との連携による、合併症や、帝王切開術その他の手術への適切な対応 ・妊産婦のメンタルヘルスへの対応 ・緊急時の病態や緊急度に応じた適切な医療機関への搬送や平時からの地域周産期母子医療センターとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)を有すること ・緊急帝王切開術等比較的高度な医療を提供することができること ・新生児病室等の保有(NICUを設けることが望ましい) ・小児科において、24時間体制を確保するために必要な医師及びその他の職員の配置 ・産科において帝王切開術が必要な場合、迅速に手術への対応が可能となるような医師及びその他の各種職員 ・地域周産期医療関連施設からの救急搬送の受入、総合周産期母子医療センター等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・産科及び新生児医療を専門とする小児科、麻酔科その他の関係診療科を有すること ・常時の母体及び新生児搬送受入機関を有すること ・以下の設備を有すること ○母体・胎児集中治療管理室(MFICU) ○新生児集中治療管理室(NICU) ○新生児治療回復室(GCU) ○新生児用ドクターカー ○検査機能、輸血の確保 ・MFICU、NICUの24時間診療体制を確保するために必要な医師及びその他の各種職員 ・災害対策として業務継続計画を策定し、自県又は近隣県の被災時における積極的な物資や人員等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工呼吸器の管理が必要な児や、気管切開等のある児の受け入れ ・児の急変時に備えた、救急対応可能な病院等との連携 ・関係機関との連携による医療、保健及び福祉サービス及びレスパイト入院等の調整 ・自宅以外の場合における、障害児の適切な療養・療育の支援 ・家族に対する精神的サポート等の支援
連携等	総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設との連携			
	療養・療育が必要な児の情報(診療情報や治療計画等)の共有			

[大島支庁作成]